

ウェルフェア イズ ラヴ💖

2025 年 8 月 7 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

先日、某全国紙にて、

厚生労働省は、頼れる親族がいない一人暮らしの高齢者を対象に、入院や老人ホームへの入所、葬儀を含む死後の事務手続きを支援する新たな仕組みを創設する方針を固めた。来年の社会福祉法改正を視野に 2027 年度にも支援を始める。

と報道されていました。

以前、『福祉新聞』でも取り上げられていた話題で、当事業所も本広報誌（2025.6.12 号）でも取り上げました。

これらの報道を拝見した限りでの当事業所代表の印象としては、現在の「成年後見制度」を判断能力が保たれている方にも拡大して適用するもの。

或いは、任意代理制度や任意後見制度（移行型）を、特定の目的に特化して新たに制度化するものというイメージを持っています。これらの制度との違いを挙げるとすれば、新しい制度の「利用料は、所得に応じて設定し、低所得者は無料や低額にする。」とされており、利用時の費用負担に対して一定の配慮（縛り）が適用されることかな。と感じております。当事業所も今後の動向を注視していきたいと思います。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

本日（8/7）朝、高松にもようやく久方振りの『恵みの雨』が降ったかと思ったのもつかの間…。本当に一時的な、時間にして 1 時間も経たずに上がってしまいましたね…。これでは、「恵みの」ならぬ、『一時の』雨…。

私自身、正直なところ雨や悪天候よりは晴れの方が絶対に嬉しいけれど……。こうも真夏日が続くと、さすがにたまには、しっかりとした『雨』が欲しくなりますね…。

♡LOVE のラブラブな実践♡

先日、当事業所代表は、NP0 法人 ペアレントメンターかがわ 様主催の公開講座『保護者の本音と願いに寄り添うペアレントメンターによる支援』を聴講してきました。

『ペアレントメンター』とは、「発達障がいや発達の気になる子どもを育てる経験のある保護者が、自らの子育て経験を生かして、共感的視点で話を聴いたり相談に応じたりする立場の親。」であり、保護者の気持ちを途切れないように支えることが大切な役割になるとのことでした。

発達障がいや発達の気になる『子ども』に対する支援策は、様々な法制度や支援技法が整備されており、専門職も関心を示すが、発達障がいや発達の気になる『子どもを持った親』自身の葛藤や悩み、気持ちのモヤモヤを手当する制度がない現状で、とても大切な役割があるとのことでした。

加えて、「当事者性がある限り、悩みが全て解消するわけではないけれど、支援をフィットさせることで、悩みを小さくすることは出来る。」という、社会福祉士（相談所）として、はき違えてはならない基本を再確認させて頂く機会ともなりました。

当事業所代表にとって、とても感じることの多い公開講座であったため、当事業所代表が感じたことをブログ記事として記させて頂きました。もし良ければ合わせてお読み頂けると嬉しく思います。

<https://lovesocialworker.com/?p=870>

県内の福祉イベント案内 他♪

9月21日（日）14：00～15：30 に、高松市生涯学習センターまなびCANにて、“『認知症』について～身近な人が認知症になった際に使える制度を中心に～”というテーマで、当事業所主催研修会を開催致します。詳細は下記 URL をご確認ください、ご都合等宜しければ是非ご参加下さいますよう、どうぞ宜しくお願い致します。

<https://lovesocialworker.com/?p=847>

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡